

啖生会 遊々館 利用料金表

R1年10月1日

入所サービス費

	従来型個室	多床室
要介護 1	793円/日	878円/日
要介護 2	870円/日	957円/日
要介護 3	936円/日	1,025円/日
要介護 4	996円/日	1,084円/日
要介護 5	1,056円/日	1,143円/日

★各種加算

初期加算(入所日から30日以内の期間)	32円/日	入所日より、30日以内の期間に限り加算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	20円/日	介護福祉士が60%以上配置されている場合
短期集中リハビリテーション実施加算	251円/日	入所日から3ヵ月以内に限り、1週間に概ね3回以上実施した場合に加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	251円/日	入所日から3ヵ月以内に実施した場合、1週間に3回を限度として加算
認知症情報提供加算	366円/回	「認知症の原因疾患に関する確定診断」が行われ、病状経過、検査結果、現在の処方箋を示すもの等について情報提供した場合に加算
口腔衛生管理加算	97円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月に4回以上行った場合に加算
口腔衛生管理体制加算	32円/月	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合に加算
栄養マネジメント加算	15円/日	入所者の栄養状態をアセスメントしその状況に応じて多職種により栄養マネジメントが行われた場合、基本料金に左記金額を加算
経口移行加算	30円/日	経管により食事を摂取する入所者を経口摂取に移行する為、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として、基本料金に左記金額を加算
経口維持加算(Ⅰ)	428円/月	著しい誤嚥が認められる者を対象として、入所者の経口摂取を維持する為、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として、基本料金に左記金額を加算
経口維持加算(Ⅱ)	107円/月	誤嚥が認められる者を対象として、入所者の経口摂取を維持する為、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として、基本料金に左記金額を加算
療養食加算	7円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、基本料金に左記金額を加算
低栄養リスク改善加算	321円/月	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好を踏まえた栄養・食事調整を行った場合に加算
再入所時栄養連携加算	428円/回	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算
夜勤職員配置加算	25円/日	夜勤職員の加算要件を満たす場合に加算
若年性認知症入所者受入加算	126円/日	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供をした場合に加算
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	513円/日	肺炎、尿路感染症又は带状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(但し、月1回連続7日を限度とする)
かかりつけ医連携薬剤調整加算	134円/日	多剤投薬されている入所者の処方方針を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、処方方針に従って減薬する取り組みを行う場合に加算
排せつ支援加算	107円/月	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に加算
外泊時費用	379円/日	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除いて、基本料金に替えて左記の金額とする(但し、月6日を限度とする)

外泊時に在宅サービスを利用した時の費用	855円/日	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合に加算(但し、月6日を限度とする)
緊急時治療管理加算	554円/日	入所者の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月3日を限度に加算
老人訪問看護指示加算	314円/回	退所時に指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に加算
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	480円/回	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後に生活をする居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行う事に加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合に加算
退所時情報提供加算	534円/回	退所後の主治医の医師に対して、本人の同意を得て診療状況を示す文章を添えて入所者の紹介を行った場合に加算。
退所前連携加算	534円/回	退所に先立って、入所者が希望する指定居宅支援事業所に、本人の同意を得て、診療状況を示す文章を添えて居宅サービスに必要な情報提供を行い、指定居宅介護支援事業所を連携して退所後のサービスに関する調整を行った場合に加算
試行的退所時指導加算	427円/回	退所時に入所者及び家族に退所後の療養上の指導を行った場合に加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		前記により算定をした、単位数の1000分の39に相当する単位数
特定処遇改善加算(Ⅰ)		前記により算定をした、単位数の1000分の21に相当する単位数

* 自己負担割合1割の方の場合。(2割負担の方は約2倍、3割負担の方は約3倍になります。)

★食費・滞在費

利用者負担 段階	対象者		高額介護サービス費 (上限月額)	食費	居住費	
					従来型個室	多床室
第1段階	生活保護受給者		15,000円	300円/日	490円/日	0円/日
第2段階	世帯全員 が住民 税非課税	老齢福祉年金受給者				15,000円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	24,600円	650円/日		
		利用者負担第2段階以外の方				
第4段階	上記1～3段階以外(世帯課税)		37,200円	1,550円/日	1,668円/日	420円/日
	現役並み所得者に相当する方がいる世帯		44,400円	1,550円/日	1,668円/日	420円/日

※外泊中は居住費及び室料も徴収いたします。

★ウェアー類リースについて (委託業者) 株式会社 大京メディカル

	ご利用内容	単価(税込み)
		円/日
Aセット	＜貸与品＞ トレーナー・ねまき・(パジャマ)・Tシャツ・靴下 下着(シャツ・ブリーフ・ショーツ)・ズボン下	628円/日
Bセット	＜貸与品＞ トレーナー・ねまき・(パジャマ)・Tシャツ・靴下 下着(シャツ)・ズボン下	576円/日

※ お支払いは遊々館、利用料と一緒に自動引き落とし致します。

★個室料(消費税込) ★その他費用

特別室	3,300円/日	日用品費(石鹸・リンスinシャンプー・タオル類・トイレ トペーパー・BOXティッシュ[月,1箱]綿棒)	200円/日
個室	2,200円/日	教養娯楽費(レクリエーション費用・新聞代 等)	200円/日
		理美容(たんぽぽ) (第2・第4月曜日)	
		理美容代(カット)	2,000円/回
		理美容代(カット・シェービング)	2,500円/回
		(パーマ)	5,000円/回
		(カラー) 長さで料金変動あり	4,000円~/回 (リタッチ)
			4,500円~/回 (全毛)
		(シェービング)	700円/回
		理美容(さんぽつ屋さん) (第1・第3木 曜日)	
		理美容代(カット)	1,600円/回
		理美容代(カット・シェービング)	2,100円/回
		(シェービング)	1,100円/回
		テレビカード (使用時間:16時間40分)	1,000円/枚
		コインランドリー代	200円/30分
		乾燥機代	100円/40分

- ※ 美容料金は、カット無しでカラー及びパーマのみ利用の際は、別途料金が発生いたします。
- ※ 利用料金は加算の算定、計算方法により上下いたしますので、目安金額とお考え下さい。
- ※ 請求書は利用月の翌月10日頃に出来上がりますので 窓口でお渡しさせていただくか郵送をさせていただきます。

入所のご案内

介護老人保健施設 暇生会 遊々館

☆入所の際に提出していただくもの(下記の書類でお手元にある物をご持参下さい)

- ◇マイナンバーのわかる物
- ◇介護保険被保険者証
- ◇介護保険 負担割合証
- ◇介護保険負担限度額認定証
- ◇健康保険証 (後期高齢者医療被保険者証)
- ◇高齢受給者証
- ◇身体障害者手帳
- ◇一部負担金助成証明書
- ◇医療 負担限度額認定証

☆印鑑(本人・家族分)は入所日当日に、ご持参ください。

☆持ち物

薬 : 服用中のお薬を分包にてご持参ください。

衣類: 普段着・パジャマ・下着類 それぞれ3組ずつ。多めにご持参頂けると助かります。
(リース服対応も可能です。)

: 履きなれた靴(リハビリシューズ等、運動しやすい靴で通気性のいい物) 2足。
(交互に履き替えしていただきます。)

: 靴下 衛生上、毎日履き替えをお願いしています。多めに準備お願いします。

洗面用具: 歯ブラシ・コップ・義歯使用の方は専用の容器
: ポリデント・ポリグリップ(義歯使用の方)

日用品: 湯のみコップ(陶器不可) 洗濯物を入れる袋2枚

汚れた衣類と清潔な衣類を持ち運びする際に使用します。(エコバック程度の大きさ)

※車椅子座面クッション: 別紙 低反発クッションのご案内参照のうえ、準備をお願いします。

※福祉用具: 車椅子・シルバーカーなどお使いのものがあればご持参下さい。

(リースではなく、ご購入されたご本人様の物)

※食事用エプロンをお持ちの方はご持参下さい。

入所される皆様、およびご家族様へ

〔 入所に際してのお願いと決まり 〕

利用者の方が家庭復帰を目指して、心身のリハビリに専念し、施設で安心して過ごしていただくために、できるだけご希望を尊重しながら、プライバシーに配慮したケアサービスを提供させていただけるよう努めていきます。

なお、施設では、ご家庭での生活と違って集団生活上の決まりがございます。

どうか以下の注意事項をご承知ください。

①食事時間は	朝食・・・午前8時より 昼食・・・午後0時より おやつ・・・午後3時より 夕食・・・午後6時より	*朝食・昼食・夕食・おやつは 各フロアで食べていただきます。
②入浴について	・入浴は1週間に2回あります。 ・着替えた衣類は袋に入れておきますので、入浴の当日あるいは翌日までに持ち帰ってください。 ・入浴以外にも汚れる場合がありますので、衣類は余分に用意してください。 ・家庭の都合上、洗濯がどうしても出来ない場合は、リースを利用することも出来ますので職員へ申し出てください。 ・すべての持ち物に名前の記入をお願いします。 ・もしも着替えが不足した場合はリースの衣類を使います。料金が発生しますのであらかじめご了承ください。 ・療養室のスペースには限りがありますので、持ち物は最小限にしてください。 ・冬場はひざ掛け、上着もご用意ください。	
③リハビリテーション	・機能訓練は週2回おこないます。施設では生活リハビリが主体となっています。	
④ナースコール ベッドサイド照明	・ベッドの枕元に設置しています。職員に用事がある時にボタンを押してください。 ・ベッドの枕元に設置しています。夜間、手元が暗い時にお使いください。	
⑤居室の決め方について	・居室は施設が決めさせていただいています。利用者の心身の状態や同室者との相性等を考慮し、居室変更、フロア変更を行う場合があります。事前に連絡いたしますのでご了承ください。	
⑥苦情受付投書箱について	・苦情の申し立てが直接しにくい内容であれば、全てのフロアに苦情受付投書箱を設置していますので気軽にご利用ください。	
⑦酒・タバコ	・全館禁酒・禁煙となっております。	
⑧飲食物の持込	・部屋での飲み食いは衛生上の問題、あるいは誤嚥の危険性があるため禁止しています。ただし、ご家族様と共に2階の食堂で食べるのは、病状や食事摂取量に問題がない程度であれば構いません。必ず事前に食べ物の種類や量などを職員に確認いただくようお願いします。残った場合はお持ち帰りください。	

⑨テレビ・ラジオ	・ テレビを部屋で利用されたい方は職員へ申し付け下さい。持込は出来ませんが、リースのテレビを利用して頂けます。1階自動販売機でカードをお求め下さい。 ・ ラジオは持込可能ですが、必ず職員へ申出てください。 ・ 同室者に配慮して大きな音で聞くのは避け、必要に応じてイヤホンで聞くようにしてください。 ・ 消灯時間以降の居室での利用はご遠慮ください。 ・ その他の電気製品（電気毛布等）も使用出来ますので、必ず職員に申し出てください。電気毛布は必ず抱布をかけてください。
⑩面会時間	・ 面会時間は午前9時から午後8時までです。心待ちにされていますので、出来るだけ来てくださる様、お願いします。 ・ 1階事務所前に面会簿を用意しています。面会の際は名前等の記入をお願いします。
⑪現金・貴重品の管理	・ 紛失の可能性やトラブルの原因となりますので持込まないで下さい。管理上の責任は負えませんのでご了承ください。
⑫外出・外泊	・ 職員に申し出て下さい。届出用紙に記入していただきます。 ・ 付添い人無しでの外出・外泊はできません。
⑬医療機関の受診	・ 施設長が必要と認めた場合以外、入所中に無断で受診することは出来ません。薬だけもらうのも同じです。受診を希望される場合は申し出てください。 ・ 施設長が専門医に診てもらう必要があると判断した場合は受診します。 ・ その場合家族に付添いをお願いしています。ご協力お願いします。 ・ 急変の場合は職員が付添い、昭和生会脳神経外科病院へ救急搬送致します。
⑭担当職員	・ お世話は職員全員でさせていただきますが、ご家族との連絡係として各部屋に担当職員を決めています。何か相談事やお困りの事が有りましたら遠慮なくお申出ください。フロアに写真を掲示しております。ご確認ください。
⑮金品の授受	・ 職員への贈り物等の心遣いは辞退しておりますのでご了承ください。
⑯身体拘束について	・ 入所者の生命又は生命を保護するための緊急時を除いて、身体拘束など入所者の行動を制限する行為はしません。 ・ 拘束する場合は、家族への事前説明・確認を得るものとし、その態様などやむを得ない理由を記録します。
⑰退所となる場合について	・ 利用者及びご家族様による他利用者や職員等に対しての暴言、暴力行為・迷惑行為・セクハラ行為がみられたとき。共同生活を乱すようなトラブルを起こされた場合。 ・ 継続判定会議において退所が可能であると判断された場合 ・ 心身の状態により、当施設では十分なケアが出来ないと判断された場合。 ・ 利用料金を3ヶ月以上滞納された場合。
⑱携帯電話の使用について	・ 携帯電話を館内で使用される際は、入所時に職員に申し付け下さい。 ・ 館内には、公衆電話は設置していません。

連絡先 : 四條畷市江瀬美町26番7号

TEL 072-863-7770

FAX 072-863-7771